



# 桐生ロータリークラブ週報

2005年

国際ロータリー第2840地区 2004-2005年度 国際ロータリーのテーマ



## CELEBRATE ROTARY

R.I 会長 グレン E. エステス・シニア

善意というものがいいなら  
ロータリークラブは唯の社交クラブだ。  
職業は金儲けのためでしかなく、  
社会奉仕というも施しにすぎず、  
国際奉仕は外交以外の何ものでもない。

パストガバナー 前原 勝樹

会長 前原 正一 幹事 養田 隆

クラブ会報・広報委員会 堀 明・金子篤郎・塙越紀隆・須永博之

4月11日号

## 第2518回例会

(4月4日(月) 第1例会)

- |               |                                      |
|---------------|--------------------------------------|
| 1. 点鐘         | 9. 会長の時間                             |
| 2. 国歌齊唱       | 10. 幹事報告                             |
| 3. 桐生市歌齊唱     | 11. 委員会報告                            |
| 4. 「四つのテスト」唱和 | 12. 卓話 「新しいいぶきを受けて勇気を<br>持って生まれ変わろう」 |
| 5. ロータリー情報アワー | きりゅう女性支援グループ いぶき<br>代表 皆川 陽子様        |
| 6. 来訪者紹介      | 13. 点鐘                               |
| 7. 結婚・誕生祝     |                                      |
| 8. 乾杯         |                                      |
| パスト会長 佐藤 富三君  |                                      |

### ようこそビジター

〈卓話 者〉きりゅう女性支援グループ いぶき  
代表 皆川 陽子様

〈桐生市ボランティア協議会〉会長 宮地 由高様

### ロータリー情報アワー

ロータリー情報委員会 藤江 聰吉君

4月はロータリー雑誌月間です。国際ロータリーの公式機関誌であります「ロータリアン」誌又はR I理事会が認めた地域機関誌の購読と活用促進に役立つプログラムを行う月間です。

定款第12条にクラブ会員はR I理事会から指定されている地域的なロータリーの雑誌を有料で購読しなければならないと定められております。

毎月、皆さんのお手もとにとどけられる「ロータリーの友」は、1980年7月号から日本のロータリークラブの為の公式地域雑誌に指定されております。「ロータリーの友」誌は会員の皆さんがロータリーの目的を推進し、日常の中で奉仕の精神を生かすお手伝いをする事を基本目的としておりますので、ロータリアンにとって情報満載の雑誌であります。

R I会長の意見や他地区的ロータリークラブの活動、新入会員のクラブへの疑問や感想など、ぜひ共ロータリー活動の参考にしていただきたいと思います。

### 結婚祝

前原正一君 50年 竹内康雄君 44年 矢野 昭君 44年

阿部高久君 41年 佐々木裕君 39年 金子篤郎君 39年  
赤松 隆君 38年 川島康雄君 34年 須永博之君 24年  
野間義弘君 15年 石島久司君 9年



### 誕生祝

吉野 一郎君 83歳  
堀 明君 53歳  
木村 滋洸君 48歳  
近藤 一君 47歳



### 会長の時間

- 3月28日の観桜会は、多数の出席を得て盛大に行われ、ありがとうございました。
- 4月2日、事務局の茂木厚子さんの結婚式・披露

例会場 桐生俱楽部 TEL45-1513 例会日 每月曜日 12:30PM

ホームページ <http://www.Kiryu.co.jp/Kiryurc/> メール [Kiryu-rc@ktv.ne.jp](mailto:Kiryu-rc@ktv.ne.jp)

宴が前橋で行われ、養田幹事と一緒にご招待にあづかり出席して参りました。結婚式は県民会館そばの教会で、披露宴は敷島公園入口の朔詩舎というレストランを貸切って、厳粛且つ盛大に行われました。新郎は、桐生郵便局勤務の飯田貴之君という好青年です。お二人の幸多き人生を祝福し、お祈り申し上げます。

○結婚50周年、金婚式を迎えて。

## 幹事報告

- RID2840 RA委員会より、RA公式訪問報告書が届いております。
- 桐生南、桐生西、桐生中央、桐生赤城、太田、高崎南の各RCより週報到着。

## 委員会報告

### 出席委員会

平成17年3月28日(観桜会)の出席:総員62名・出席39名  
平成17年3月7日例会修正出席率:64.00%  
本日の出席(平成17年4月4日):総員62名・出席41名  
平成17年3月14日例会修正出席率:70.00%

### ニコニコボックス

前原正一君…結婚50年の金婚を迎えた／佐々木裕君…本日の講師皆川陽子さんをお迎えして。ようこそ、いつも大変お世話になって居ります。／宮野英世君…㈱山田製作所で新入社員32名を迎えました／藤井征夫君…親睦活動委員会の皆様、観桜会御苦労様でした。／川島康雄君・竹内康雄君・前原正一君・佐々木 裕君・阿部高久君・矢野 昭君・金子篤郎君・須永博之君…結婚祝／吉野一郎君・堀明君…誕生祝／藤井征夫君…吉野雅比古さん、村田勝俊さんもう暫くニコニコ箱委員会、宜しくお願ひします。

### 雑誌委員会

4月は雑誌月間です。4月号ロータリーの友の内容紹介をさせていただきます。

※横書きのP10～P11に

「世界に開かれた情報の窓」世界のロータリーの雑誌の表紙紹介がされています。

P16～

ロータリー・ワールド・マガジン・プレスの歴史の紹介 THE・ROTARIANの前身である「THE・NATIONAL ROTARIAN」が1911年1月に創刊されました。

日本では1952年7月に地区が1地区から2地区に分割されるのを機として両地区で情報を共有することが出来る様な雑誌をという事で、1953年1月に「ロータリーの友」が創刊されました。創刊号は3,300部でした。

※縦書きのP26～、P18の記事を紹介、ご一読下さい。

### 事務局員より結婚報告

先程、会長からお話をいただきました通り、おととい4月2日に結婚いたしました。当日はお天気にも恵まれ、桐生RCからは会長幹事のお二人にご参列いただき又、桐生RCからもお祝をいただきましたので、この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。

新しい姓は飯田です。結婚後も事務局員を続けさせていただきますので、今後ともご指導の程よろしくお願い致します。

## 卓話



「新しいいぶきを受けて  
勇気を持って生まれ変わろう」

きりゅう女性支援グループいぶき  
代表 皆川 陽子 様

### 1. きりゅう女性支援グループ いぶきについて

会則より

目的／夫やパートナーなど親密な関係にある男性からふるわれる身体的・精神的・性的・経済的・社会的等の暴力(以下DVといふ)に悩む女性の人権回復のために必要な支援を提供するとともに、DVがゆるされない人権侵害行為であることを桐生地域において啓発すること。

活動／1.相談→電話相談・面会

- 2.公私の支援機関への紹介→弁護士紹介を含む
- 3.一時保護→シェルターでの保護
- 4.一般への啓発→パンフレット配布・講演
- 5.支援ボランティアの養成→勉強会・ロールプレイ
- 6.その他目的達成に必要な活動

→2～3人でチームを組み取り組む

2004年11月から2005年3月までの関わり／

- 1.電話相談……………4件
- 2.シェルター利用…4名(利用日数1日～10日間)
- 3.役所などへの紹介

…1件(裁判所・警察・市役所・弁護士など)

### 2. ドメスティックバイオレンス(Domestic Violence)とは

夫、恋人からの暴力のこと。正確にいえば、既婚、未婚、同居、離別を問わず親密な関係にある(あった)男性から女性に加えられる暴力をいう。

暴力には、身体的、精神的、性的、経済的暴力がある。

具体的には、殴る、蹴る、首を絞める、壁にたたきつける、などの有形力の行使、「誰のおかげで食べられるのだ」「バカな女」「のろま」「寄生虫」などの言葉の暴力、セックスの強要、生活費を渡さないなどがドメスティックバイオレンスにあたる。

### 3.DVの歴史的背景

・米国では、1980年代を中心にパートナーからの暴力問題が劇的に顕在化し、その対策も急激に変化していったが、日本で顕在化するのは1990年代に入つてからのこと。

・1993年国連総会で「女性に対する暴力撤廃宣言」が成立し、つづいて1995年第4回北京世界女性会議で重点課題に上げられた。

・日本での本格的取り組みは、北京世界女性会議に向けた国内準備によってであり、次第に国や自治体、マスメディアも実態や世論動向に関心を払うようになり、こうしてDV被害が白日の下にさらされたのである。

### 4.DV防止法の制定

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(2001年法律第31号 2001年4月13日公布 2001年10月13日施行)

改正法(2004年法律第64号 2004年6月2日公布 2004年12月2日施行)

改正によって大きく変わったところは、保護命令の効力期間が2週間から6ヶ月になったことなど。

(紙面の都合により続きは次号掲載とさせていただきます)